

休日の診療体制について 提案

小郡三井医師会理事会

令和3年2月8日

前回までの流れ

●令和元年度より年末年始の当番を診療所で開始。

蒲池医院、浜崎外科整形外科、井手内科胃腸科が辞退。赤松医院は病院側より辞退。

●島田会長より、医師会休日診療所の日祭日の当番は止めて、年末年始、1～2月の日祭日の繁忙期に各診療所での当番医をしてほしいと要望あり。

今後の展望

- 医師会員の高齢化により、今後、当番医に協力してもらえない診療所が増えてくる。
- 地域の休日診療体制を維持していくことは、すべての医師会員にとって重要な責務である。
- 不公平にならないように、持続可能な休日診療体制を構築することが必要である。

提案

●休日当番に参加できるかどうかを各診療所に確認する。

パート職員、調剤薬局、院内検査態勢などの都合により、休日当番に参加できない診療所があるため、休日当番の輪番制に参加できるか否かをあらかじめ確認しておくべき。

提案

●休日当番の輪番制に参加できない診療所について

輪番制に参加している病院に出務して休日診療に従事

嶋田病院

神代病院、丸山病院、聖和記念病院、協和病院。

事前に病院へ休日診療協力医として登録。

（手当が必要。事前に休日診療の流れ、電子カルテの操作などの打ち合わせをしておく）

提案

●休日当番の輪番制に参加できない診療所について

輪番制に参加している病院への出務もできない場合

優先して介護認定審査会、乳幼児検診への参加を義務づける。

寄付金（Donation）

提案

●休日当番への参加を要請する診療所

内科、外科が中心になるが、整形外科、泌尿器科、脳神経外科も含めてよいのではないか。

特定健診を行っている医療機関は、内科的な基本手技は可能なはずであるから、休日当番が可能。

提案

理事会でたたき台を作成する。



一定の期間を設けて

医師会員にたたき台を公表してパブコメを募集



たたき台を修正して最終形にまとめる



運営開始